

措置要求及び審査請求の状況等に関する調査

(令和3年3月31日現在)

令和4年3月

総務省自治行政局公務員部公務員課

目 次

表 注	-----	1
総 括 表		
表 1	措置要求、審査請求の件数	
1	全団体分 -----	5
2	都道府県分 -----	6
3	市区町村分 -----	7
	(1) 指定都市分 -----	8
	(2) 委託市町村分 -----	9
	(3) その他の市区町村分（(1)、(2)を除く、以下同じ） -----	10
表 2	措置要求、審査請求の処理状況	
1	全団体分 -----	11
2	都道府県分 -----	12
3	市区町村分 -----	13
	(1) 指定都市分 -----	14
	(2) 委託市町村分 -----	15
	(3) その他の市区町村分 -----	16
表 3	措置要求、審査請求の処理期間	
1	全団体分 -----	17
2	都道府県分 -----	18
3	市区町村分 -----	19
	(1) 指定都市分 -----	20
	(2) 委託市町村分 -----	21
	(3) その他の市区町村分 -----	22
表 4	措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数	
1	全団体分 -----	23
2	都道府県分 -----	24
3	市区町村分 -----	25
	(1) 指定都市分 -----	26
	(2) 委託市町村分 -----	27
	(3) その他の市区町村分 -----	28
表 5	措置要求の未処理状況	
1	全団体分 -----	29
2	都道府県分 -----	30
3	市区町村分 -----	31
	(1) 指定都市分 -----	32
	(2) 委託市町村分 -----	33
	(3) その他の市区町村分 -----	34
表 6	審査請求の未処理状況	
1	全団体分 -----	35
2	都道府県分 -----	36
3	市区町村分 -----	37
	(1) 指定都市分 -----	38
	(2) 委託市町村分 -----	39
	(3) その他の市区町村分 -----	40
表 7	苦情処理の件数	
1	全団体分 -----	41
2	都道府県分 -----	42

3	市区町村分	-----	4 3
	(1) 指定都市分	-----	4 4
	(2) 委託市町村分	-----	4 5
	(3) その他の市区町村分	-----	4 6

表 8 苦情処理の状況

1	全団体分	-----	4 7
2	都道府県分	-----	4 8
3	市区町村分	-----	4 9
	(1) 指定都市分	-----	5 0
	(2) 委託市町村分	-----	5 1
	(3) その他の市区町村分	-----	5 2

表 9	公平委員会の設置状況	-----	5 3
-----	------------	-------	-----

<表 注>

1 この結果表は、都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む。以下同じ。）の職員に係る勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求及び苦情処理の状況について令和3年3月31日現在で調査したものである。

なお、表1の「令和2年3月31日現在未処理件数」、表4の「令和2年3月31日以前から係属中のもの」及び表7の「令和2年3月31日現在未処理件数」については、前年度報告分に誤りがあったものを訂正している。

2 この結果表のうち表1から表6における用語の内容は、次に掲げるところによる。

(1) 「措置要求」は給与、旅費、勤務時間、休暇、執務環境、厚生福利、転任、任用、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワーハラスメント及びその他に関する措置要求を、「審査請求」は降給、降任、休職、分限免職、戒告、減給、停職、懲戒免職、転任及びその他に関する審査請求をいい、「勤務時間」には、休憩時間、休息時間に関するものを、「休暇」には年次有給休暇、特別休暇その他の休暇のほか職務専念義務の免除に関するものを、「執務環境」には、労働安全衛生に関するものをそれぞれ含む。

(2) 「措置要求、審査請求件数」は人事委員会、公平委員会に対して措置要求又は審査請求がなされたもの全てをいう。

なお、措置要求又は審査請求を行うことができるのは、一般職に属する地方公務員（教育職員、警察職員、消防職員を含む。）であり、条件附採用期間中の職員、臨時的任用職員、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。）及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員以外のもの。）は審査請求をすることができず、また、企業職員及び単純労務職員は措置要求もすることができないこととされているが、これらの職員が行った措置要求又は審査請求がある場合には、「措置要求件数」又は「審査請求件数」に含めて計上している。

(3) 件数は、1人の職員が1つの内容に関して措置要求又は審査請求をした場合は1件とし、1人の職員が複数の異なる内容に関して同時に措置要求又は審査請求をした場合（例えば、給与と勤務時間に関して同時に措置要求又は審査請求をした場合など）はその内容ごとに1件とした。また、複数の職員が同じ内容について共同して措置要求又は審査請求をした場合は職員1人をもって1件とした。

(4) 事案数は、1人の職員が1つの内容に関して措置要求又は審査請求をした場合は1事案とし、1人の職員が複数の異なる内容に関して同時に措置要求又は審査請求をした場合も1事案として計上した。

また、複数の職員が同じ内容について共同して措置要求又は審査請求をした場合も1事案として計上した。

(5) 表2及び表3における「却下」とは、措置要求又は審査請求が審査の成立又は継続のための適法要件を欠くため、人事委員会又は公平委員会において実際の審査に入らないで不受理が決定したもの及び一旦受理した後に受理を取り消したものをいい、「取下げ」とは、措置要求又は審査請求がなされた後、判定までに措置要求者又は審査請求人が取り下げたものをいい、「打ち切り」とは、措置要求又は審査請求が受理された後、措置要求者若しくは審査請求人の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認めた場合、関係当事者間における話し合いによる事案の解決、要求事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認めた場合又は申立人の審理継続意思の喪失が確認できた場合等において、事案の審査を打ち切ったものをいう。

また、表2における「判定」について、「全部容認」、「一部容認」、「全部否認」とは、それぞれ措置要求事案について審査の結果、措置要求の内容を全部認めたもの、一部認めたもの及び全部認めなかったものをいい、「処分取消」、「処分修正」、「処分承認」とは、それぞれ審査請求について審査の結果、任命権者の処分を取り消したもの、修正したものと及び承認したものをいう。

なお、表2における「是正勧告」は、措置要求における「全部容認」又は「一部容認」、審査請求における「処分取消」又は「処分修正」のうち、地方公共団体の機関に対して勧告をしたものをいう。「措置実施」は「是正勧告」のうち、勧告を受けた地方公共団体の機関において必要な措置が行われたものをいう。

(6) 表4における「出訴件数」とは、措置要求又は審査請求の判定の結果について不服があり、訴えを提起した件数（行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起した場合は（ ）で外書した。）をいい、「訴えの取下げ」とは、原告が訴えを撤回したものをいい、また「請求却下」とは、適法な訴訟要件を欠いているため、実際の審査に入らないで訴えを退けられたものをいう。

(7) 表5及び表6における「結審済」とは、審査が終了し、近くその判定を行うことが予定されているものをいい、「結審見込み」とは、令和3年度中には、審査の終了が見込まれるものをいい、「審理中」とは、令和2年度中に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたものをいい、「中断」とは、過去に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたが、令和2年度においては準備手続、口頭審理又は書面審理のいずれも行われなかったものをいい、「取下げ見込み」とは、措置要求又は審査請求の取下げが近く見込まれるものをいい、「その他」とは、上記以外のものをいう。

3 この結果表のうち表7及び表8における用語の内容は、次に掲げるところによる。

(1) 「相談件数」及び「処理件数」は、人事委員会又は公平委員会に対して、苦情相談がなされたもの全てをいい、その計上については前述の2(3)に準じている。

なお、苦情相談を行うことができるのは、一般職に属する地方公務員（教育職員、警察職員、消防職員を含む。）であり、企業職員及び単純労務職員は苦情相談を行うことは

できないこととされているが、これらの職員が行った苦情相談についても、全て「相談件数」及び「処理件数」に含めて計上している。

- (2) 「あっせん」とは、関係当事者間を取りなして、苦情案件の解決を図ったものをいう。
- (3) 「打切り」とは、苦情申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めたときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めたとき、当該事案の処理を途中で取りやめたものをいう。
- (4) 1件の苦情相談に対する処理が複数にわたる場合は、最終的にとった処理方法による（例えば、苦情申出人に対し、「制度説明及び助言」し、その後「当局への単なる伝達」をした場合、「当局への単なる伝達」欄に計上した。）。

4 この結果表のうち表9における用語の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 「市区」には人事委員会が設置されている団体のうち、指定都市、東京都特別区については含まず、それ以外の団体（現状は、和歌山市のみ）については含む。
- (2) 「組合」とは地方自治法第1条の3第3項に規定する地方公共団体の組合をいうが、地方公営企業法第39条の2第1項に規定する企業団については除外している。
- (3) 「単独設置」とは、地方公務員法第7条第2項又は第3項の規定により公平委員会を単独設置しているものをいう。
- (4) 「共同設置」とは、地方公務員法第7条第4項の規定により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を設置しているものをいう。
- (5) 「組合方式」とは、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により公平委員会の事務を共同処理するために設置しているものをいう。
- (6) 「公平委員会の事務を委託している地方公共団体」とは、地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託しているものをいう。

総 括 表

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
1 全団体分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2)	(注2)以外	イ	(注2)	(注2)以外	ウ	(注2)	(注2)以外	エ	(注2)	(注2)以外
措置要求	66	1	65	113	0	113	102	0	102	77	1	76
審査請求	848	625	223	111	0	111	275	146	129	684	479	205
合計	914	626	288	224	0	224	377	146	231	761	480	281

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数				
	A	(注2)	(注2)以外	B	(注2)	(注2)以外	C	(注2)	(注2)以外	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F	(注2)	(注2)以外		
措置 要求	給与	1,112	1,063	49	222	0	222	138	0	138	24	114	1,196	1,063	133	
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	勤務時間	26	0	26	101	0	101	86	0	86	19	67	41	0	41	
	休暇	9	0	9	3	0	3	6	0	6	4	2	6	0	6	
	執務環境	10	0	10	8	0	8	8	0	8	4	4	10	0	10	
	厚生福利	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	転任	2	0	2	4	0	4	1	0	1	1	0	5	0	5	
	任用	6	0	6	6	0	6	5	0	5	2	3	7	0	7	
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パワー ハラスメント	8	0	8	10	0	10	13	0	13	8	5	5	0	5	
	その他	33	0	33	98	0	98	98	0	98	28	70	33	0	33	
計 a	1,207	1,063	144	452	0	452	356	0	356	91	265	1,303	1,063	240		
審査 請求	分限	降給	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
	降任	5	0	5	4	0	4	4	0	4	3	1	5	0	5	
	休職	17	1	16	5	0	5	11	1	10	9	2	11	0	11	
	分限免職	16	1	15	10	0	10	7	0	7	4	3	19	1	18	
	懲戒	戒告	74,878	74,787	91	16	0	16	9,111	9,095	16	9,107	4	65,783	65,692	91
	減給	6,702	6,647	55	18	0	18	623	612	11	620	3	6,097	6,035	62	
	停職	472	434	38	11	0	11	53	32	21	51	2	430	402	28	
	懲戒免職	84	12	72	32	0	32	49	0	49	39	10	67	12	55	
	転任	8	2	6	5	0	5	9	1	8	6	3	4	1	3	
	その他	10	0	10	16	0	16	16	0	16	8	8	10	0	10	
計 b	82,192	81,884	308	118	0	118	9,883	9,741	142	9,847	36	72,427	72,143	284		
合計 a+b	83,399	82,947	452	570	0	570	10,239	9,741	498	9,938	301	73,730	73,206	524		

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ-ウ=エとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
2 都道府県分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2)	(注2)以外	イ	(注2)	(注2)以外	ウ	(注2)	(注2)以外	エ	(注2)	(注2)以外
措置要求	44	0	44	65	0	65	56	0	56	53	0	53
審査請求	249	142	107	39	0	39	55	2	53	233	140	93
合計	293	142	151	104	0	104	111	2	109	286	140	146

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数				
	A	(注2)	(注2)以外	B	(注2)	(注2)以外	C	(注2)	(注2)以外	D	E	F	(注2)	(注2)以外		
措置 要求	給与	26	0	26	92	0	92	76	0	76	16	60	42	0	42	
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	勤務時間	21	0	21	83	0	83	79	0	79	18	61	25	0	25	
	休暇	5	0	5	1	0	1	5	0	5	4	1	1	0	1	
	執務環境	4	0	4	3	0	3	3	0	3	2	1	4	0	4	
	厚生福利	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	転任	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	3	0	3	
	任用	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	2	0	2	
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パワー ハラスメント	4	0	4	5	0	5	5	0	5	4	1	4	0	4	
	その他	26	0	26	86	0	86	87	0	87	25	62	25	0	25	
計 a	90	0	90	274	0	274	258	0	258	72	186	106	0	106		
審査 請求	分限処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	休職	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4		
	分限免職	8	1	7	6	0	6	3	0	3	2	1	11	1	10	
	懲戒処 分	戒告	51,017	50,969	48	4	0	4	6,409	6,402	7	6,409	0	44,612	44,567	45
	減給	4,307	4,287	20	5	0	5	81	77	4	80	1	4,231	4,210	21	
	停職	209	191	18	2	0	2	9	1	8	9	0	202	190	12	
	懲戒免職	43	1	42	16	0	16	28	0	28	23	5	31	1	30	
	転任	4	0	4	1	0	1	3	0	3	3	0	2	0	2	
	その他	5	0	5	6	0	6	5	0	5	3	2	6	0	6	
計 b	55,597	55,449	148	40	0	40	6,538	6,480	58	6,529	9	49,099	48,969	130		
合計 a+b	55,687	55,449	238	314	0	314	6,796	6,480	316	6,601	195	49,205	48,969	236		

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ+ウ=エとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
3 市区町村分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2)	(注2)以外	イ	(注2)	(注2)以外	ウ	(注2)	(注2)以外	エ	(注2)	(注2)以外
措置要求	22	1	21	48	0	48	46	0	46	24	1	23
審査請求	599	483	116	72	0	72	220	144	76	451	339	112
合計	621	484	137	120	0	120	266	144	122	475	340	135

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数			
	A	(注2)	(注2)以外	B	(注2)	(注2)以外	C	(注2)	(注2)以外	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F	(注2)	(注2)以外	
措置 要求	給与	1,086	1,063	23	130	0	130	62	0	62	8	54	1,154	1,063	91
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	5	0	5	18	0	18	7	0	7	1	6	16	0	16
	休暇	4	0	4	2	0	2	1	0	1	0	1	5	0	5
	執務環境	6	0	6	5	0	5	5	0	5	2	3	6	0	6
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
	任用	5	0	5	4	0	4	4	0	4	1	3	5	0	5
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パワー ハラスメント	4	0	4	5	0	5	8	0	8	4	4	1	0	1
	その他	7	0	7	12	0	12	11	0	11	3	8	8	0	8
計 a	1,117	1,063	54	178	0	178	98	0	98	19	79	1,197	1,063	134	
審査 請求	分限 処	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	分限 免職	13	1	12	5	0	5	11	1	10	9	2	7	0	7
	懲戒 処	23,861	23,818	43	12	0	12	2,702	2,693	9	2,698	4	21,171	21,125	46
	懲戒 免職	263	243	20	9	0	9	44	31	13	42	2	228	212	16
	転任	4	2	2	4	0	4	6	1	5	3	3	2	1	1
	その他	5	0	5	10	0	10	11	0	11	5	6	4	0	4
	計 b	26,595	26,435	160	78	0	78	3,345	3,261	84	3,318	27	23,328	23,174	154
	合計 a+b	27,712	27,498	214	256	0	256	3,443	3,261	182	3,337	106	24,525	24,237	288

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ=ウとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
3-(1) 指定都市分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2)	(注2)以外	イ	(注2)	(注2)以外	ウ	(注2)	(注2)以外	エ	(注2)	(注2)以外
措置要求	9	1	8	13	0	13	11	0	11	11	1	10
審査請求	112	69	43	17	0	17	25	3	22	104	66	38
合計	121	70	51	30	0	30	36	3	33	115	67	48

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数				
	A	(注2)	(注2)以外	B	(注2)	(注2)以外	C	(注2)	(注2)以外	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F	(注2)	(注2)以外		
措置 要求	給与	1,079	1,063	16	6	0	6	3	0	3	1	2	1,082	1,063	19	
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	勤務時間	4	0	4	13	0	13	3	0	3	0	3	14	0	14	
	休暇	4	0	4	1	0	1	1	0	1	0	1	4	0	4	
	執務環境	4	0	4	2	0	2	2	0	2	0	2	4	0	4	
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	任用	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パワー ハラスメント	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1	1	0	0	0	
	その他	5	0	5	3	0	3	3	0	3	1	2	5	0	5	
計 a	1,101	1,063	38	26	0	26	14	0	14	3	11	1,113	1,063	50		
審査 請求	分限処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	降任	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	休職	7	1	6	1	0	1	6	1	5	5	1	2	0	2	
	分限免職	3	0	3	1	0	1	2	0	2	1	1	2	0	2	
	懲戒処 分	戒告	23,473	23,442	31	2	0	2	2,542	2,540	2	2,542	0	20,933	20,902	31
	減給	2,379	2,360	19	0	0	0	535	535	0	535	0	1,844	1,825	19	
	停職	162	157	5	3	0	3	31	27	4	30	1	134	130	4	
	懲戒免職	21	10	11	5	0	5	6	0	6	5	1	20	10	10	
	転任	3	2	1	3	0	3	4	1	3	2	2	2	1	1	
	その他	2	0	2	2	0	2	3	0	3	2	1	1	0	1	
計 b	26,051	25,972	79	17	0	17	3,130	3,104	26	3,123	7	22,938	22,868	70		
合計 a+b	27,152	27,035	117	43	0	43	3,144	3,104	40	3,126	18	24,051	23,931	120		

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ=ウ+エとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
3-(2) 受託市町村分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	イ	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	ウ	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	エ	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外
措置要求	3	0	3	6	0	6	5	0	5	4	0	4
審査請求	11	0	11	17	0	17	12	0	12	16	0	16
合計	14	0	14	23	0	23	17	0	17	20	0	20

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数			
	A	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	B	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	C	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	
措置 要求 請求	給与	2	0	2	3	0	3	3	0	3	2	1	2	0	2
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	任用	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	1	1	0	1
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パワー ハラスメント	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 a	3	0	3	6	0	6	5	0	5	3	2	4	0	4	
審査 請求	分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降給	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	2	0	2
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒	2	0	2	4	0	4	2	0	2	1	1	4	0	4
	戒告	4	0	4	4	0	4	3	0	3	3	0	5	0	5
	減給	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	2	0	2
	停職	3	0	3	6	0	6	4	0	4	2	2	5	0	5
	懲戒免職	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 b	13	0	13	17	0	17	12	0	12	8	4	18	0	18	
合計 a+b	16	0	16	23	0	23	17	0	17	11	6	22	0	22	

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ+ウ=エとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表1 措置要求、審査請求の事案数及び件数
3-(3) その他の市区町村分

事案数	令和2.3.31現在 未処理事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の措置要求 及び審査請求の事案数			令和2.4.1～令和3.3.31の 処理事案数			令和3.3.31現在 未処理事案数		
	ア	(注2)	(注2)以外	イ	(注2)	(注2)以外	ウ	(注2)	(注2)以外	エ	(注2)	(注2)以外
措置要求	10	0	10	29	0	29	30	0	30	9	0	9
審査請求	476	414	62	38	0	38	183	141	42	331	273	58
合計	486	414	72	67	0	67	213	141	72	340	273	67

件数	令和2.3.31現在 未処理件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の措置要求及び 審査請求件数			令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)			左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数				
	A	(注2)	(注2)以外	B	(注2)	(注2)以外	C	(注2)	(注2)以外	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F	(注2)	(注2)以外		
措置 要求	給与	5	0	5	121	0	121	56	0	56	5	51	70	0	70	
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	勤務時間	1	0	1	5	0	5	4	0	4	1	3	2	0	2	
	休暇	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
	執務環境	2	0	2	3	0	3	3	0	3	2	1	2	0	2	
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	転任	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
	任用	1	0	1	2	0	2	3	0	3	1	2	0	0	0	
	セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	妊娠、出産、育児 又は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	パワー ハラスメント	2	0	2	4	0	4	5	0	5	2	3	1	0	1	
	その他	2	0	2	9	0	9	8	0	8	2	6	3	0	3	
計 a	13	0	13	146	0	146	79	0	79	13	66	80	0	80		
審査 請求	分限 処	降給	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
	降任	2	0	2	3	0	3	2	0	2	1	1	3	0	3	
	休職	6	0	6	4	0	4	5	0	5	4	1	5	0	5	
	分限免職	5	0	5	3	0	3	2	0	2	1	1	6	0	6	
	懲戒 処	戒告	386	376	10	6	0	6	158	153	5	155	3	234	223	11
	減給	12	0	12	9	0	9	4	0	4	2	2	17	0	17	
	停職	99	86	13	5	0	5	12	4	8	11	1	92	82	10	
	懲戒免職	17	1	16	5	0	5	11	0	11	9	2	11	1	10	
	転任	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	その他	3	0	3	8	0	8	8	0	8	3	5	3	0	3	
計 b	531	463	68	44	0	44	203	157	46	187	16	372	306	66		
合計 a+b	544	463	81	190	0	190	282	157	125	200	82	452	306	146		

(注) 1 事案数については、審査の過程で併合や分離が行われるため、ア+イ-ウ=エとはならない。
2 措置要求に関して職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数又は審査請求に関して職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっている件数及び事案数である。(なお、個人による措置要求又は審査請求であっても職員団体主導でなされたものを含む。)

表2 措置要求、審査請求の処理状況
1 全団体分

区分	オ		ア		イ		ウ		エ			
	令和2年度中の処理件数 (注2)のうち 審判開始困難	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始困難	却下 (不受理を含む) (注2)のうち 審判開始困難	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始困難	取下げ (注2)のうち 審判開始困難	打ち切り (注2)のうち 審判開始困難	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始困難	① 全部容認 処分取消	② 一部容認 処分修正	③ 全部否認 処分承認	計 ①+②+③	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始困難
措置	給与	138	0	72	5	6	5	1	0	2	60	0
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	86	0	8	4	0	4	0	0	0	74	0
	休暇	6	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0
	職務環境	8	0	5	3	0	3	0	0	0	0	0
	厚生福利	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	転任	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	任用	5	0	4	0	0	4	0	0	0	1	0
	セブンスケジュール （注2）のうち 審判開始困難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	13	0	3	3	0	3	1	0	0	3	0
要求	ハラスメント	98	0	89	1	0	2	0	0	0	6	0
	計	356	0	184	16	0	4	0	0	2	152	0
審査	懲告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
	休職	11	0	0	1	0	1	0	0	0	9	0
	分限免職	7	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0
	懲戒	9,111	9,095	1	0	1	0	6,802	6,802	0	6	10
	減給	623	612	1	0	1	0	612	612	0	7	9
	停職	53	32	1	5	1	4	31	31	0	14	16
	懲戒免職	49	0	5	0	0	2	0	0	0	33	0
	転任	9	1	4	1	1	0	1	1	0	2	3
	その他	16	0	14	0	0	0	0	0	0	1	1
請求	計	9,885	9,741	26	17	2,311	2,290	7,449	7,447	0	81	96
	合計	10,239	9,741	498	212	2,327	2,290	7,453	7,447	2	216	247

表2 措置要求、審査請求の処理状況
2 都道府県分

区分	令和2年度中の処理件数		ア		イ		ウ		エ			
	うち 審判開始困難	(注2)以外	取下 (不受理を含む)	(注2)うち 審判開始困難	(注2)以外	取り下げ	(注2)うち 審判開始困難	打切り	(注2)うち 審判開始困難	(注2)以外	計	(注2)うち 審判開始困難
措 置 要 求	給与	76	0	69	2	0	2	0	0	0	0	0
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	79	0	2	3	0	3	0	0	0	0	0
	休暇	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	職務環境	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	任用	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	セクシュアル ハラスメント その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	87	0	82	1	2	0	2	0	0	0	0
審 査 分 別	懲戒	258	0	161	8	2	4	3	0	0	76	0
	降格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	6,409	6,402	0	2,271	2,206	0	0	4,136	4,136	2	0
	減給	81	77	4	1	0	1	0	77	77	3	0
	停職	9	8	0	2	1	0	0	0	0	6	0
	懲戒免職	28	0	3	3	0	1	2	1	0	18	0
	転任	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
計	6,588	6,480	8	2,276	2,207	1	4,214	4,213	2	34	0	
合計	6,796	6,480	169	2,286	2,207	19	4,216	4,213	3	110	0	
合計												125

表2 措置要求、審査請求の処理状況
3 市区町村分

区分	令和2年度中の処理件数		ア		イ		ウ		左の内訳			エ		
	62	0	62	0	3	6	3	0	1	0	2	3	1	51
措置	給与	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0
置	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	7	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
求	休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職務環境	5	2	2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
要	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
求	任用	4	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1
	セブツクアル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
求	昇給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任	8	8	2	1	2	1	1	1	0	0	1	1	4
計	その他	11	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	計	98	0	23	8	2	3	2	2	3	2	3	59	65
審査	分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
審査	分限	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	9	9
	分限	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
審査	分限	2,702	2,693	1	0	1	27	2,666	0	4	0	0	4	8
	分限	542	535	7	0	1	0	535	0	1	0	0	4	6
審査	分限	44	31	1	3	31	0	31	0	0	0	0	8	9
	分限	21	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	15	17
審査	分限	6	1	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	分限	11	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	3,365	3,261	84	20	33	21	3,235	1	47	0	3	47	57
	計	3,443	3,261	182	43	41	27	3,237	3	10	2	6	106	122
	①	全部容認	処分取消	措置実施	②	一部容認	処分修正	措置実施	③	全部容認	処分承認	措置実施	計	①+②+③
		(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち	(注2)のうち
		(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外	(注2)以外
		審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数	審判開始日数
		うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち
		打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り	打切り
		措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施	措置実施

表2 措置要求、審査請求の処理状況
3-(1) 指定都市分

区分	オ		ア		イ		ウ		エ			
	令和2年度中の処理件数 (注2)のうち 審判開始回数	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始回数	却下 (不受理を含む) (注2)のうち 審判開始回数	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始回数	取下げ (注2)のうち 審判開始回数	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始回数	打切り (注2)のうち 審判開始回数	(注2)以外 (注2)のうち 審判開始回数	① 全部容認 処分取消	② 一部容認 処分修正	③ 全部否認 処分承認	計 ①+②+③
措	給与	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
置	勤務時間	3	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
要	職務環境	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
求	転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	セレクトアップ 昇格、降格、異動、異動先非承認 異動先非承認 ハラスメント その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	3	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2
分	計	14	0	5	3	0	3	0	0	2	4	6
審	降格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
分	休職	6	1	0	1	0	1	1	0	0	4	4
	分限免職	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1
査	戒告	2,540	2	0	27	2	0	2,513	0	0	1	2
	減給	535	0	0	0	0	0	535	0	0	0	0
請	停職	31	27	4	1	0	1	27	0	1	2	3
	懲戒免職	6	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
求	転任	4	1	3	0	1	1	1	0	0	0	0
	その他	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,130	3,104	26	8	29	2	3,077	3,077	1	14	16	
合計	3,144	3,104	40	13	32	5	3,077	3,077	3	18	22	

表2 措置要求、審査請求の処理状況
3-(2) 受託市町村分

区分	オ		ア		イ		ウ		エ				
	令和2年度中の 処理件数 (注2) うち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	却下 (不受理を含む) (注2) うち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	取下げ (注2) うち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	打ち切り (注2) うち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	① 全部容認 処分取消 措置実施	② 一部容認 処分修正 措置実施	③ 全部否認 処分承認 措置実施	計 (注2) うち 審判開始困難 ①+②+③	(注2)以外
措 置 要 求	給与	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任用	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	セクシュアル ハラスメント その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	1	1	0	2	0	0	0	0	0	4	0
審 査 請 求	分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減任	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
求	警告	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	減給	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	分限	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	分限	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
計	転任	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	12	0
合計	17	0	17	0	3	1	0	0	0	2	11	10	13

表2 措置要求、審査請求の処理状況
3-(3) その他の市区町村分

区分	オ		ア		イ		ウ		エ					
	令和2年度中の処理件数 (注2)のうち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	却下 (不受理を含む) うち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	取下げ (注2)のうち 審判開始困難	打ち切り (注2)のうち 審判開始困難	(注2)以外 うち 審判開始困難	① 全部容認 処分取消	措置実施	② 一部容認 処分修正	措置実施	③ 全部否認 処分承認	計 ①+②+③	(注2)以外 うち 審判開始困難
措 置 要 求	給与	56	0	56	2	0	3	1	0	0	2	0	47	50
	旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務環境	3	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任用	3	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1
	セクシュアル ハラスメント (注2)のうち 審判開始困難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	5	0	5	0	2	0	1	0	0	0	0	2	2
計	85	0	85	0	6	0	0	0	0	0	0	2	2	
審 査 請 求	降給	79	0	79	17	5	2	3	0	0	2	0	52	55
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	休職	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
	分限免職	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	懲戒	158	158	158	0	0	158	0	0	0	0	0	1	4
	減給	4	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
	停職	12	4	8	0	1	4	0	0	0	0	0	5	5
	懲戒免職	11	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0	9	10
	転任	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	8	0	8	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	203	157	46	10	3	158	1	3	1	1	0	26	32	
合計	282	157	125	27	8	160	2	6	2	1	0	78	87	

表3 措置要求、審査請求の処理期間
1 全団体分

区分	令和2年度中の 処理件数		期間別内訳					
	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 (注2) うち 審理開始困難 (注2) 以外	
措置要求	却下	184	170	13	1	0	0	0
	取下げ	16	11	3	2	0	0	0
	打切り	4	2	2	0	0	0	0
	判定	152	129	13	10	0	0	0
	計	356	312	31	13	0	0	0
審査請求	却下	28	20	2	5	1	0	0
	取下げ	2,311	6	3	2	2	2,298	2,294
	打切り	7,449	0	0	2	2	7,447	7,447
	判定	95	9	28	57	1	0	0
	計	9,883	35	33	66	4	9,745	9,741
合計	10,239	347	64	79	4	9,745	9,741	4

表3 措置要求、審査請求の処理期間
2 都道府県分

区分	令和2年度中の 処理件数		期間別内訳					
	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 (注2) 以外 うち審理開始困難	
措置要求	却下	161	154	6	1	0	0	0
	取下げ	8	8	5	1	2	0	0
	打切り	2	2	0	2	0	0	0
	判定	87	87	74	7	6	0	0
	計	258	258	233	16	9	0	0
審査請求	却下	8	6	0	1	1	0	0
	取下げ	2,278	11	1	3	1	2	2,267
	打切り	4,214	1	0	0	1	0	4,213
	判定	38	38	1	8	28	1	0
	計	6,538	58	8	11	31	4	6,480
合計	6,796	316	241	27	40	4	6,480	

表3 措置要求、審査請求の処理期間
3 市区町村分

区分	令和2年度中の 処理件数		期間別内訳					
	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 (注2) 以外 うち審理開始困難	
措置要求	却下	23	0	23	7	0	0	0
	取下げ	8	0	8	2	0	0	0
	打切り	2	0	2	0	0	0	0
	判定	65	0	65	6	4	0	0
	計	98	0	98	15	4	0	0
審査請求	却下	20	0	20	2	4	0	0
	取下げ	33	27	6	0	1	0	27
	打切り	3,235	3,234	1	0	1	0	3,234
	判定	57	0	57	20	29	0	0
	計	3,345	3,261	84	22	35	0	3,261
合計	3,443	3,261	182	37	39	0	3,261	

表3 措置要求、審査請求の処理期間
3-(1) 指定都市分

区分	令和2年度中の 処理件数	(注2) うち 審理開始困難					期間別内訳					
		(注2) 以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	(注2) 以外				
措置要求	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	0	6	2	2	2	0	0	0	0	0	0
計	14	0	14	10	2	2	0	0	0	0	0	0
審査請求	8	0	8	3	2	3	0	0	0	0	0	0
	29	27	2	2	0	0	0	0	0	27	27	0
	3,077	3,077	0	0	0	0	0	0	0	3,077	3,077	0
	16	0	16	0	6	10	0	0	0	0	0	0
計	3,130	3,104	26	5	8	13	0	0	0	3,104	3,104	0
合計	3,144	3,104	40	15	10	15	0	0	0	3,104	3,104	0

表3 措置要求、審査請求の処理期間
3-(2) 受託市町村分

区分	令和2年度中の 処理件数		期間別内訳					
	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 (注2)以外 うち審理開始困難	
措置要求	却下	1	0	1	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0
	打切り	0	0	0	0	0	0	0
	判定	4	0	2	1	1	0	0
	計	5	0	3	1	1	0	0
審査請求	却下	2	0	2	0	0	0	0
	取下げ	1	0	1	0	0	0	0
	打切り	0	0	0	0	0	0	0
	判定	9	0	1	1	7	0	0
	計	12	0	4	1	7	0	0
合計	17	0	7	2	8	0	0	

表3 措置要求、審査請求の処理期間
3-(3) その他の市区町村分

区分	令和2年度中の 処理件数		期間別内訳					
	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 (注2) 以外 うち審理開始困難	
措置要求	却下	17	0	17	7	0	0	0
	取下げ	5	0	5	2	0	0	0
	打切り	2	0	2	0	0	0	0
	判定	55	0	55	3	1	0	0
	計	79	0	79	12	1	0	0
審査請求	却下	10	0	10	0	1	0	0
	取下げ	3	0	3	0	1	0	0
	打切り	158	157	1	0	1	0	157
	判定	32	0	32	13	12	0	0
	計	203	157	46	13	15	0	157
合計	282	157	125	25	16	0	157	

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

1 全団体分

区分	出訴件数		左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数			差 引 エ(ア-イ-ウ)		
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの		計 ア	請求却下	請求否認		請求棄却	計 ウ
措置	給与 6	3	9	1	0	2	1	3	5
	旅費 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間 1	0	1	0	0	0	1	1	0
	休暇 1	0	1	0	0	0	1	1	0
	執務環境 0	1	1	0	0	0	0	0	1
	厚生福利 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転任 0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求	任用 0	1	1	0	0	0	0	0	1
	セクシャル ハラスメント 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	妊娠・出産・育児 休業に関する ハラスメント 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ハラスメント 0	1	1	0	1	0	0	1	1
	その他 2	2	4	1	1	0	0	1	2
計	11	8	19	2	2	2	3	7	10
処分	降給 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任 1	3	4	0	0	0	0	0	4
	休職 1	0	1	0	0	0	1	1	0
処分	分限免職 3	0	3	0	0	0	0	0	3
懲戒	戒告 2	2	4	0	0	2	0	2	2
懲戒	減給 1	0	1	0	0	0	0	0	1
処分	停職 4	4	8	0	0	1	3	4	4
	懲戒免職 19	8	27	1	0	0	8	8	18
求	転任 1	0	1	0	0	0	0	0	1
	その他 1	1	2	0	0	0	0	0	2
計	33	13	51	1	0	3	12	15	35
合計	44	13	70	3	2	5	15	22	45

(注) () は行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起したものの外数である。

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

2 都道府県分

区分	出訴件数		左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数			差 引 エ(ア-イ-ウ)	
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの		計 ア	請求却下	請求否認		請求棄却
措置	給与 3	1	4	0	0	0	1	3
	旅費 0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間 1	0	1	0	0	1	1	0
	休暇 1	0	1	0	0	1	1	0
	職務環境 0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利 0	0	0	0	0	0	0	0
	転任 0	0	0	0	0	0	0	0
要求	任用 0	1	1	0	0	0	0	1
	セクシャル ハラスメント 0	0	0	0	0	0	0	0
	妊娠・出産・育児 休業に関する ハラスメント 0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 1	0	1	0	0	0	0	1
計	6	2	8	0	0	1	2	5
審査	分限 0	0	0	0	0	0	0	0
	降任 0	1	1	0	0	0	0	1
	休職 0	0	0	0	0	0	0	0
請求	分限免職 1	0	1	0	0	0	0	1
	戒告 1	0	1	0	0	0	0	1
	減給 0	0	0	0	0	0	0	0
	停職 1	1	2	0	0	1	1	1
求	懲戒免職 10	4	14	0	0	4	4	10
	転任 1	0	1	0	0	0	0	1
	その他 0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	6	20	0	0	5	5	15
合計	20	8	28	0	1	7	8	20

(注) () は行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起したものの外数である。

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

3 市区町村分

区分	出訴件数		左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数				差 引 エ(ア-イ-ウ)
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの		計 ア	請求却下	請求否認	請求棄却	
措置	3	2	5	0	1	1	2	2
給与	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0
職務環境	0	1	1	0	0	0	0	1
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0
要求	1	1	2	1	0	0	1	1
セクシュアル ハラスメント 妊娠・出産・育児 休業に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	3	1	1	0	1	1
計	5	6	11	2	2	1	4	5
審査	0	0	0	0	0	0	0	0
分限	1	2	3	0	0	0	0	3
処	1	0	1	0	0	1	1	0
分懲	2	0	2	0	0	0	0	2
戒	1	2	3	0	2	0	2	1
戒	1	0	1	0	0	0	0	1
減給	3	3	6	0	1	2	3	3
停職	9	4	13	1	0	4	4	8
懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	1	1	2	0	0	0	0	2
その他	19	12	31	0	3	7	10	20
計	24	18	42	2	4	8	14	25
合計								

(注) () は行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起したものの外数である。

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

3-(1) 指定都市分

区分	出訴件数		左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数				差 引 エ(ア-イ-ウ)
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの		計 ア	請求却下	請求否認	請求棄却	
措置	給与	1	0	1	0	0	0	1
	旅費	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	0	0	0	0	0	0	0
	休暇	0	0	0	0	0	0	0
	職務環境	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0
	任用	0	0	0	0	0	0	0
要求	セクシャル ハラスメント （性差による不当な 差別的取扱いに 関する）	0	0	0	0	0	0	0
	ハラスメント （パワー ハラスメント 等に関する）	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	2	1	0	0	1
	計	1	2	3	1	0	0	2
審査	分限	0	0	0	0	0	0	0
	降給	0	1	1	0	0	0	1
	休職	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	1	0	1	0	0	0	1
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	(1)	0	0	(1)	0	0
	懲戒免職	4	(2)	4	0	0	1	3
請求	転任	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	(3)	6	0	(1)	1	5
	合計	6	(3)	9	0	(1)	1	7

(注) () は行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起したものの外数である。

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

3-(2) 受託市町村分

区分	出訴件数		計	左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数			差 引 エ(ア-イ-ウ)
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの			請求却下	請求否認	請求棄却	
措置 要 求	給与	0	0	0	0	0	0	0
	旅費	0	0	0	0	0	0	0
	勤務時間	0	0	0	0	0	0	0
	休暇	0	0	0	0	0	0	0
	執務環境	0	0	0	0	0	0	0
	厚生福利	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0
	任用	0	0	0	0	0	0	0
	セクシアル ハラスメント （性差による不当な 差別的取扱い） ハラスメント （労働に際する 不当な取扱い）	0	0	0	0	0	0	0
	パワー ハラスメント その他	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	
審査 請求 分	降給	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0
	戒告	1	0	1	0	0	0	1
	減給	0	0	0	0	0	0	0
	停職	1	0	1	0	0	1	1
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	0	0	1	1	
合計	2	0	2	0	0	1	1	

(注) () は行政事件訴訟法第8条第2項の規定により裁決を経ないで訴えを提起したものの外数である。

表4 措置要求、審査請求の出訴件数、判決件数

3- (3) その他の市区町村分

区分	出訴件数		左のうち訴えの 取下げ イ	判決件数				差 引 エ(ア-イ-ウ)
	令和2.3.31以前 から係属中のもの	令和2.4.1から令和 3.31までの間に 訴訟提起されたもの		計 ア	請求却下	請求否認	請求棄却	
給与	2	2	4	1	0	1	1	2
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0
職務環境	0	1	1	0	0	0	0	1
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル ハラスメント 妊娠・出産・育児 休業に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	2	0	1	0	0	1
計	1	0	1	0	1	0	0	1
計	4	4	8	1	2	1	1	4
分 限 処 分	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	1	1	2	0	0	0	0	0
分 限 処 分	1	0	1	0	0	0	0	0
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	1	3	5	0	1	1	1	3
分 限 処 分	1	4	9	1	0	0	0	3
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	0	0	0	0	0	0	0	0
分 限 処 分	1	1	2	0	0	2	0	2
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	1	0	1	0	0	0	0	0
分 限 処 分	2	3	5	0	0	1	2	3
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	5	4	9	1	0	0	3	5
分 限 処 分	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	1	1	2	0	0	0	0	0
分 限 処 分	12	11	23	1	0	3	5	8
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職	16	15	31	2	2	4	6	12
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分 限 処 分								
懲 戒 減 給 停 職 懲 戒 免 職								
分								

表5 措置要求の未処理状況
1 全団体分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数 (注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		10年以上	
			6か月未満	1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	10年未満	(注2)うち 審理開始困難	(注2)以外		
結審済	70	0	70	64	2	4	0	0	0	0	0	0
結審見込み	46	0	46	6	7	33	0	0	0	0	0	0
審理中	44	0	44	30	9	5	0	0	0	0	0	0
中断	7	0	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
取下げ見込み	6	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,130	1,063	67	67	0	0	0	0	1,063	1,063	0	0
合計	1,303	1,063	240	167	24	42	0	1,070	1,063	1,063	0	7

表5 措置要求の未処理状況
2 都道府県分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数 (注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		10年以上	
			1年未満	1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	10年未満	10年未満	10年以上	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外
結審済	68	0	68	2	4	0	0	0	0	0	0	0
結審見込み	18	0	18	4	9	0	0	0	0	0	0	0
審理中	15	0	15	6	1	0	0	0	0	0	0	0
中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取下げ見込み	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	106	0	106	16	14	0	0	0	0	0	0	0

表5 措置要求の未処理状況
3 市区町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数 (注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		10年以上	
			1年未満	1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	10年未満	10年以上	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	
結審済	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結審見込み	28	0	28	1	3	24	0	0	0	0	0	0
審理中	29	0	29	22	3	4	0	0	0	0	0	0
中断	7	0	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
取下げ見込み	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,129	1,063	66	66	0	0	0	0	1,063	1,063	0	0
合計	1,197	1,063	134	91	8	28	0	1,070	1,063	1,063	0	7

表5 措置要求の未処理状況
3-(1) 指定都市分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		(注2)以外
		1年未満		1年以上	1年未満	1年以上	5年未満	5年以上	10年未満	10年以上		
結審済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結審見込み	26	0	26	0	2	24	0	0	0	0	0	0
審理中	17	0	17	12	1	4	0	0	0	0	0	0
中断	7	0	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
取下げ見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,063	1,063	0	0	0	0	0	0	0	1,063	1,063	0
合計	1,113	1,063	50	12	3	28	0	0	1,070	1,063	1,063	7

表5 措置要求の未処理状況
3-(2) 受託市町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳					
	未処理件数 (注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		10年以上	
			1年未満	1年以上 5年未満	1年未満	5年未満 10年未満	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外
結審済	2	0	2	0	0	0	0	0
結審見込み	0	0	0	0	0	0	0	0
審理中	0	0	0	0	0	0	0	0
中断	0	0	0	0	0	0	0	0
取下げ見込み	2	0	0	2	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	2	2	0	0	0	0

表5 措置要求の未処理状況
3-(3) その他の市区町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数 (注2) うち 審理開始困難	(注2)以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		10年以上	
			1年未満	1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	10年未満	(注2)うち 審理開始困難	(注2)以外		
結審済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結審見込み	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
審理中	12	0	12	10	2	0	0	0	0	0	0	0
中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取下げ見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	66	0	66	66	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	80	0	80	77	3	0	0	0	0	0	0	0

表6 審査請求の未処理状況
1 全団体分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		(注2) 以外
		(注2) うち 審理開始困難		1年未満	1年未満	5年未満	5年未満	10年未満	10年以上	(注2) うち 審理開始困難		
結審済	12	0	12	1	1	8	2	0	0	0	0	0
結審見込み	29	0	29	9	6	14	0	0	0	0	0	0
審理中	116	0	116	23	28	61	3	1	0	1	0	1
中断	19,586	19,554	32	0	0	2	4	19,580	19,550	30		
取下げ見込み	36	0	36	4	1	7	24	0	0	0	0	0
その他	52,648	52,589	59	6	3	43	52,593	52,546	47			
合計	72,427	72,143	284	43	39	95	76	72,174	72,096	78		

表6 審査請求の未処理状況
2 都道府県分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		(注2) 以外
		(注2) うち 審理開始困難		1年未満	1年以上	5年未満	5年以上	10年未満	10年以上			
結審済	7	0	7	1	4	1	1	0	0	0	0	0
結審見込み	13	0	13	7	3	3	0	0	0	0	0	0
審理中	47	0	47	4	11	30	2	0	0	0	0	0
中断	19,263	19,253	10	0	0	1	19,262	19,253	0	0	0	9
取下げ見込み	34	0	34	3	7	24	0	0	0	0	0	0
その他	29,735	29,716	19	0	1	43	29,689	29,673	16	0	0	16
合計	49,099	48,969	130	15	46	71	48,951	48,926	25	0	0	25

表6 審査請求の未処理状況
3 市区町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳						
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外
結審済	10	0	0	0	4	1	0	0	0
結審見込み	27	0	2	3	11	0	0	0	0
審理中	101	0	19	17	31	1	1	0	1
中断	328	301	0	0	2	3	318	297	21
取下げ見込み	2	0	1	1	0	0	0	0	0
その他	22,914	22,873	6	2	1	0	22,904	22,873	31
合計	23,382	23,174	28	23	49	5	23,223	23,170	53

表6 審査請求の未処理状況
3-(1) 指定都市分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳						
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	(注2) うち 審理開始困難	(注2)以外
		結審済	1	0	0	0	1	0	0
結審見込み	5	0	1	1	3	0	0	0	0
審理中	16	0	3	4	8	1	0	0	0
中断	21	0	0	0	0	0	21	0	21
取下げ見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	22,895	22,868	1	0	1	0	22,893	22,868	25
合計	22,938	22,868	5	5	13	1	22,914	22,868	46

表6 審査請求の未処理状況
3-(2) 受託市町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		(注2) 以外
		1		0	1年未満	1年以上	5年未満	5年以上	10年未満	10年以上		
結審済	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結審見込み	5	0	5	0	2	3	0	0	0	0	0	0
審理中	11	0	11	4	6	1	0	0	0	0	0	0
中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取下げ見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	0	18	4	9	4	1	4	0	0	0	0

表6 審査請求の未処理状況
3-(3) その他の市区町村分

区分	令和3.3.31現在		係属期間別内訳									
	未処理件数	(注2) うち 審理開始困難	(注2) 以外	6か月未満		6か月以上		1年以上		5年以上		(注2) 以外
		1年未満		1年以上	1年未満	1年以上	5年未満	5年以上	10年未満	10年以上		
結審済	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
結審見込み	6	0	6	1	0	5	0	0	0	0	0	0
審理中	42	0	42	12	7	22	0	1	0	1	0	1
中断	302	301	1	0	0	2	3	297	0	0	0	0
取下げ見込み	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	17	5	12	5	1	0	0	11	5	6	0	6
合計	372	306	66	19	9	32	3	309	302	7	0	7

表7 苦情処理の件数

1 全団体分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数	C 件数	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	5	135	137	5	132	3
旅費	0	2	2	0	2	0
勤務時間	7	103	103	7	96	7
休暇	3	142	145	3	142	0
執務環境	2	88	86	1	85	4
厚生福利	0	26	25	0	25	1
サービス	1	89	89	1	88	1
転任	4	103	104	4	100	3
任用	4	206	203	3	200	7
人事評価	3	38	40	3	37	1
セクシュアル ハラスメント	0	26	26	0	26	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	6	6	0	6	0
パワー ハラスメント	10	472	464	8	456	18
いじめ・嫌がらせ	4	145	145	3	142	4
その他	4	292	293	3	290	3
計	47	1,873	1,868	41	1,827	52

表7 苦情処理の件数
2 都道府県分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E) C 件数	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数		Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	2	69	70	2	68	1
旅費	0	1	1	0	1	0
勤務時間	3	59	60	3	57	2
休暇	1	104	105	1	104	0
執務環境	0	51	50	0	50	1
厚生福利	0	18	17	0	17	1
サービス	0	64	64	0	64	0
転任	0	71	71	0	71	0
任用	1	121	121	1	120	1
人事評価	1	23	24	1	23	0
セクシュアル ハラスメント	0	20	20	0	20	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	4	4	0	4	0
パワー ハラスメント	2	299	298	2	296	3
いじめ・嫌がらせ	1	102	103	1	102	0
その他	0	211	210	0	210	1
計	11	1,217	1,218	11	1,207	10

表7 苦情処理の件数
3 市区町村分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E) C 件数	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数		Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	3	66	67	3	64	2
旅費	0	1	1	0	1	0
勤務時間	4	44	43	4	39	5
休暇	2	38	40	2	38	0
執務環境	2	37	36	1	35	3
厚生福利	0	8	8	0	8	0
服務	1	25	25	1	24	1
転任	4	32	33	4	29	3
任用	3	85	82	2	80	6
人事評価	2	15	16	2	14	1
セクシュアル ハラスメント	0	6	6	0	6	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	2	2	0	2	0
パワー ハラスメント	8	173	166	6	160	15
いじめ・嫌がらせ	3	43	42	2	40	4
その他	4	81	83	3	80	2
計	36	656	650	30	620	42

表7 苦情処理の件数
3-(1) 指定都市分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E) C 件数	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数		Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	1	22	21	1	20	2
旅費	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	16	15	0	15	1
休暇	0	13	13	0	13	0
執務環境	1	8	8	1	7	1
厚生福利	0	1	1	0	1	0
サービス	0	4	4	0	4	0
転任	0	16	16	0	16	0
任用	1	27	28	1	27	0
人事評価	0	3	2	0	2	1
セクシュアル ハラスメント	0	5	5	0	5	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0
パワー ハラスメント	0	52	51	0	51	1
いじめ・嫌がらせ	0	13	13	0	13	0
その他	0	28	28	0	28	0
計	3	208	205	3	202	6

表7 苦情処理の件数
3-(2) 受託市町村分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E)	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数	C 件数	Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	1	16	17	1	16	0
旅費	0	1	1	0	1	0
勤務時間	0	15	15	0	15	0
休暇	0	14	14	0	14	0
執務環境	0	8	8	0	8	0
厚生福利	0	4	4	0	4	0
サービス	0	13	13	0	13	0
転任	0	3	3	0	3	0
任用	1	18	19	1	18	0
人事評価	0	4	4	0	4	0
セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0
パワー ハラスメント	3	43	45	3	42	1
いじめ・嫌がらせ	1	13	14	1	13	0
その他	2	16	18	2	16	0
計	8	168	175	8	167	1

表7 苦情処理の件数
3-(3) その他の市区町村分

区分	令和2.3.31現在 未処理件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の相談件数	令和2.4.1～令和3.3.31 の処理件数 (D+E) C 件数	左の内訳		令和3.3.31現在 未処理件数
	A 件数	B 件数		Aの 処理件数 D	Bの 処理件数 E	F 件数
給与	1	28	29	1	28	0
旅費	0	0	0	0	0	0
勤務時間	4	13	13	4	9	4
休暇	2	11	13	2	11	0
執務環境	1	21	20	0	20	2
厚生福利	0	3	3	0	3	0
服務	1	8	8	1	7	1
転任	4	13	14	4	10	3
任用	1	40	35	0	35	6
人事評価	2	8	10	2	8	0
セクシュアル ハラスメント	0	1	1	0	1	0
妊娠、出産、育児又 は介護に関する ハラスメント	0	2	2	0	2	0
パワー ハラスメント	5	78	70	3	67	13
いじめ・嫌がらせ	2	17	15	1	14	4
その他	2	37	37	1	36	2
計	25	280	270	19	251	35

表8 苦情処理の状況
1 全団体分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	137	70	52	2	1	4	8
旅費	2	2	0	0	0	0	0
勤務時間	103	52	38	2	5	4	2
休暇	145	101	39	2	3	0	0
執務環境	86	34	38	1	2	1	10
厚生福利	25	16	8	0	1	0	0
服務	89	50	29	0	3	2	5
転任	104	48	49	1	2	0	4
任用	203	112	74	2	8	2	5
人事評価	40	24	10	0	2	3	1
セクシュアル ハラスメント	26	11	13	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	6	3	2	0	1	0	0
パワー ハラスメント	464	230	190	5	18	4	17
いじめ・嫌がらせ	145	80	56	2	2	0	5
その他	293	199	67	2	8	4	13
計	1,868	1,032	665	19	56	25	71

表 8 苦情処理の状況
2 都道府県分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への 伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	70	40	23	1	1	1	4
旅費	1	1	0	0	0	0	0
勤務時間	60	34	22	0	2	0	2
休暇	105	85	17	1	2	0	0
執務環境	50	20	22	0	0	0	8
厚生福利	17	10	6	0	1	0	0
服務	64	39	19	0	2	1	3
転任	71	44	24	0	0	0	3
任用	121	79	37	0	1	1	3
人事評価	24	15	6	0	1	1	1
セクシュアル ハラスメント	20	10	9	0	0	0	1
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	4	2	1	0	1	0	0
パワー ハラスメント	298	168	111	4	6	0	9
いじめ・嫌がらせ	103	64	33	1	1	0	4
その他	210	160	38	0	2	1	9
計	1,218	771	368	7	20	5	47

表 8 苦情処理の状況
3 市区町村分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への 伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	67	30	29	1	0	3	4
旅費	1	1	0	0	0	0	0
勤務時間	43	18	16	2	3	4	0
休暇	40	16	22	1	1	0	0
執務環境	36	14	16	1	2	1	2
厚生福利	8	6	2	0	0	0	0
服務	25	11	10	0	1	1	2
転任	33	4	25	1	2	0	1
任用	82	33	37	2	7	1	2
人事評価	16	9	4	0	1	2	0
セクシュアル ハラスメント	6	1	4	0	0	1	0
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	2	1	1	0	0	0	0
パワー ハラスメント	166	62	79	1	12	4	8
いじめ・嫌がらせ	42	16	23	1	1	0	1
その他	83	39	29	2	6	3	4
計	650	261	297	12	36	20	24

表8 苦情処理の状況
3-(1) 指定都市分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への 伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	21	2	15	0	0	2	2
旅費	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	15	4	8	1	2	0	0
休暇	13	2	11	0	0	0	0
執務環境	8	2	5	0	0	0	1
厚生福利	1	1	0	0	0	0	0
サービス	4	0	3	0	1	0	0
転任	16	0	15	0	0	0	1
任用	28	3	21	0	3	1	0
人事評価	2	0	1	0	1	0	0
セクシュアル ハラスメント	5	1	3	0	0	1	0
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0
パワー ハラスメント	51	16	29	0	3	1	2
いじめ・嫌がらせ	13	1	11	0	1	0	0
その他	28	15	8	1	2	2	0
計	205	47	130	2	13	7	6

表8 苦情処理の状況
3-(2) 受託市町村分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への 伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	17	10	6	0	0	0	1
旅費	1	1	0	0	0	0	0
勤務時間	15	10	5	0	0	0	0
休暇	14	6	8	0	0	0	0
執務環境	8	6	2	0	0	0	0
厚生福利	4	2	2	0	0	0	0
サービス	13	7	5	0	0	0	1
転任	3	1	2	0	0	0	0
任用	19	9	9	0	0	0	1
人事評価	4	3	1	0	0	0	0
セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0
パワー ハラスメント	45	20	22	0	0	0	3
いじめ・嫌がらせ	14	7	6	0	0	0	1
その他	18	13	2	0	0	0	3
計	175	95	70	0	0	0	10

表8 苦情処理の状況
3-(3) その他の市区町村分

区分	令和2年度中の 処理件数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		制度説明 及び助言	当局への 伝達	当局を指導	あつせん	打切り	その他
給与	29	18	8	1	0	1	1
旅費	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	13	4	3	1	1	4	0
休暇	13	8	3	1	1	0	0
執務環境	20	6	9	1	2	1	1
厚生福利	3	3	0	0	0	0	0
サービス	8	4	2	0	0	1	1
転任	14	3	8	1	2	0	0
任用	35	21	7	2	4	0	1
人事評価	10	6	2	0	0	2	0
セクシュアル ハラスメント	1	0	1	0	0	0	0
妊娠、出産、育児又は 介護に関する ハラスメント	2	1	1	0	0	0	0
パワー ハラスメント	70	26	28	1	9	3	3
いじめ・嫌がらせ	15	8	6	1	0	0	0
その他	37	11	19	1	4	1	1
計	270	119	97	10	23	13	8

表9 公平委員会の設置状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	単 独 設 置						共 同 設 置						組 合 方 式					
	公平 委員 会数	左の構成団体					公平 委員 会数	左の構成団体					公平 委員 会数	左の構成団体				
		市区		町村	組合	計		市区		町村	組合	計		市区		町村	組合	計
		15万人 以上	15万人 未満					15万人 以上	15万人 未満					15万人 以上	15万人 未満			
北海道	90	5	20	38	27	90	19		9	106	72	187						
青森県																		
岩手県	3	1			2	3												
宮城県	1		1			1												
秋田県	2	1	1			2												
山形県	1		1			1												
福島県	5	3	2			5												
茨城県	22	1	10	2	9	22	16	3	18	10	26	57						
栃木県	11	3	8			11												
群馬県	11	3	4	1	3	11	4	1	4	22	25	52						
埼玉県	71	11	22	14	24	71	4		6	9	13	28						
千葉県	6	4	1		1	6							1	7	24	17	31	79
東京都 特別区	1	1				1	2	8	17	13	22	60						
神奈川県	11	9	2			11												
新潟県	7	2	4		1	7	1		1		1	2	1		12	10	19	41
富山県	7		6		1	7	5	2	2	5	14	23						
石川県	18	1	7	4	6	18	5	3		4	6	13						
福井県	9	1	8			9												
山梨県	41	1	9	11	20	41	1		3	3	1	7						
長野県	24	3	8		13	24	8		6	41	37	84	2		2	17	10	29
岐阜県	18	1	14		3	18	4	1	5	16	6	28	3			5	4	9
静岡県	10	1	9			10	8	2	7		14	23						
愛知県	38	8	29		1	38												
三重県	30	4	8	4	14	30	2		2	11	14	27						
滋賀県	27	1	12	6	8	27												
京都府	38	1	13	8	16	38	2			3	3	6						
大阪府	61	10	18	7	26	61	1		3	3		6						
兵庫県	32	7	11	5	9	32	8	1	9	7	24	41						
奈良県	42	1	11	12	18	42	1			4	2	6						
和歌山県	25	1	8	5	11	25												
鳥取県	4	1	3			4												
島根県	9	2	5		2	9	1		1		1	2						
岡山県	4	1	3			4												
広島県	14	3	10		1	14												
山口県	8	2	4		2	8	1	1			1	2	1		6	6	12	24
徳島県	9	1	7		1	9												
香川県	6	1	5			6												
愛媛県	15	2	9		4	15												
高知県	1	1				1												
福岡県	42	1	18	6	17	42	9		8	18	35	61						
佐賀県	3	1	2			3												
長崎県	7	2	5			7	1		6		1	7						
熊本県	7		7			7												
大分県	14	1	10		3	14	3		3		4	7						
宮崎県	17	2	6	4	5	17	3		1	13	6	20						
鹿児島県	11	1	10			11												
沖縄県	1	1				1												
合 計	834	108	351	127	248	834	109	22	111	288	328	749	8	7	44	55	76	182

(令和3年4月1日現在)

区分	公平委員会の事務を委託している 地方公共団体					合 計					
	市区		町村	組合	計	公平 委員 会数	市区		町村	組合	計
	15万人 以上	15万人 未満					15万人 以上	15万人 未満			
北海道				6	6	109	5	29	144	105	283
青森県	3	7	30	26	66		3	7	30	26	66
岩手県		13	19	22	54	3	1	13	19	24	57
宮城県		12	21	16	49	1		13	21	16	50
秋田県		11	12	15	38	2	1	12	12	15	40
山形県	1	11	22	17	51	1	1	12	22	17	52
福島県		8	46	23	77	5	3	10	46	23	82
茨城県						38	4	28	12	35	79
栃木県		3	11	14	28	11	3	11	11	14	39
群馬県						15	4	8	23	28	63
埼玉県				3	3	75	11	28	23	40	102
千葉県				1	1	7	11	25	17	33	86
東京都						3	9	17	13	22	61
特別区				5	5					5	5
神奈川県		5	14	10	29	11	9	7	14	10	40
新潟県						9	2	17	10	21	50
富山県						12	2	8	5	15	30
石川県						23	4	7	8	12	31
福井県			8	19	27	9	1	8	8	19	36
山梨県						42	1	12	14	21	48
長野県				1	1	34	3	16	58	61	138
岐阜県				26	26	25	2	19	21	39	81
静岡県		2	12	23	37	18	3	18	12	37	70
愛知県			16	45	61	38	8	29	16	46	99
三重県				1	1	32	4	10	15	29	58
滋賀県				9	9	27	1	12	6	17	36
京都府				1	1	40	1	13	11	20	45
大阪府						62	10	21	10	26	67
兵庫県				2	2	40	8	20	12	35	75
奈良県			11	3	14	43	1	11	27	23	62
和歌山県			16	33	49	25	1	8	21	44	74
鳥取県			15	11	26	4	1	3	15	11	30
島根県			11	11	22	10	2	6	11	14	33
岡山県		10	12	36	58	4	1	13	12	36	62
広島県			9	8	17	14	3	10	9	9	31
山口県						10	3	10	6	15	34
徳島県			16	27	43	9	1	7	16	28	52
香川県		2	9	16	27	6	1	7	9	16	33
愛媛県			9	15	24	15	2	9	9	19	39
高知県		10	23	32	65	1	1	10	23	32	66
福岡県			7		7	51	1	26	31	52	110
佐賀県		7	10	23	40	3	1	9	10	23	43
長崎県			8	9	17	8	2	11	8	10	31
熊本県		6	31	25	62	7		13	31	25	69
大分県			4	5	9	17	1	13	4	12	30
宮崎県						20	2	7	17	11	37
鹿児島県		7	13	27	47	11	1	17	13	27	58
沖縄県		10	30	24	64	1	1	10	30	24	65
合 計	4	124	445	590	1,163	951	141	630	915	1,242	2,928

※1 奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令第6条の規定

に基づき、鹿児島県内の1市11町村については、鹿児島県人事委員会が公平委員会の事務を処理しているため、本表に含まない。

※2 人事委員会が設置されている団体のうち、指定都市、東京都特別区については本表に含まず、それ以外の団体（現状は、和歌山市のみ）については本表に含む。